

## 職員駐車場有料化に関する方針

1 .趣旨 市の公有財産としての土地等を通勤車両等の駐車場として使用している職員から、駐車場使用料を徴収する。

### 2 . 内容の説明

(1)実施時期 平成 20 年度

(2)対象土地 市の公有財産のうち、職員駐車場として利用する土地

(3)現状 使用料を徴収しているのは、那覇市職員駐車土地使用規則で定められている小禄支所並びに那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則で定められている小禄学校給食センター及び真和志学校給食センターとなっており、他は無料となっている。

(4)改正について

改正する例規 ア 那覇市職員駐車土地使用規則

イ 那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則

改正の内容 駐車場料金(使用料)は、全駐車土地一律に月額 1 台当たり、乗用車を 5,000 円、オートバイを 1,000 円を基準として各規則において規定するものとする。

(5)改正内容の説明

市内の乗用車の駐車場料金は、商業地域を除き、約 5,500 円が水準となっている。

今回の使用料算定に当たっては、使用料を水準額から千円未満を切り捨て、全駐車土地一律に 5,000 円と設定した。

また、オートバイの駐車場使用料は、駐車面積が乗用車の 5 分の 1 程度であることから、一律に乗用車駐車土地使用料の 5 分の 1 の 1,000

円とした。

### 3. 借地における職員駐車場使用料について

市が民間等から借り上げている土地を職員駐車場として利用している場合の職員駐車場使用料については、改正後の那覇市職員駐車土地使用規則及び那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則を準用するものとする。

### 4. 具体的な実施について

具体的な実施については、各公有財産等の状況等を踏まえ、当該公有財産等の管理責任者において職員駐車場として使用させる環境の整備を行い、その環境が整い次第その利用に供していくものとする。